

平成10年10月20日

非密封放射性同位元素取扱事業所 殿

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

植田 秀史

放射性有機廃液の焼却処理における安全管理について

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害防止に努められていることと存じます。

さて、非密封放射性同位元素取扱事業所においては、小型焼却炉を用いて炭素14等5核種の放射性有機廃液について焼却処理が認められておりますが、その焼却時におけるダイオキシン類の生成等については、当課において現在検討を行っているところであります。

つきましては、標記の件につき下記のとおりとりまとめましたので、貴事業所におかれましても、安全管理の徹底を図られますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 放射性有機廃液の焼却処理については、液体シンチレーター廃液に限定すること
- 2 放射性有機廃液の保管廃棄容器については、その内容物（塩素を含む試薬の有無等）を表示しておくこと
- 3 焼却炉の保守点検を確実にを行い、焼却能力の維持に留意し、正常に焼却していることを確認すること
- 4 トリクロロ酢酸等の塩素を含む試薬の混入した液体シンチレーター廃液については、当分の間、焼却処理を控えること